

別冊

＜議案第2号＞

石狩市いじめ防止基本方針の改定について

石狩市いじめ防止基本方針

平成26年4月1日

（最終改定 平成29年12月 日）

石 狩 市

石狩市教育委員会

目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向について	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめの理解	
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
第2章 いじめの防止等のための対策の内容について	6
1 いじめの防止等のために市および教育委員会が実施する施策	
(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置	
(2) いじめの防止等のための取組	
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策組織の設置	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	
第3章 重大事態への対処について	14
1 重大事態の発生と調査	
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査主体	
(4) 調査を行うための組織	
(5) 調査の実施	
(6) その他の留意事項	
2 調査結果の提供及び報告	
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供	
(2) 調査結果の報告	
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
(1) 再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	

第4章 その他いじめの防止等のための対策について 18

1 市の基本方針の見直し

2 いじめ問題への取組マニュアルの活用

はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない行為である。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止に向き合うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識に立つとともに、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの未然防止を図り、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

石狩市及び石狩市教育委員会は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域、その他の関係者との強い連携のもとで、「いじめを決して見逃さない、いじめは卑怯な行為である」という意識を共有し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向について

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたり、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、国、道、家庭、地域住民その他の関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

いじめの定義について、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条において次のとおり定められている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等：学校に在籍する児童又は生徒

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。

いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）」を活用して行う。

・「一定の人的関係」とは、

学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生

徒間の何らかの人的関係を指す。

・「物理的な影響」とは、

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものであるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

・具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ▶冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ▶ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ▶金品をたかられる。
- ▶金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ▶嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。また、いじめの加害・被害という関係

だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要がある。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点重要である。全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取組を展開する。

このためには、学校の教育活動全体を通して全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことを目指す。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点や、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を図る。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組の重要性について、家庭、地域社会と一体となって社会全体で推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに迅速に対処するための前提となるものであり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、わずかな兆候にもいじめの可能性を考え、初期の段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に認知するよう努めることとする。

また、教育委員会や学校は、第2章で定めるところにより、児童生徒及び保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、(4)で示すように家庭、地域と連携して児童生徒を見守るものとする。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめ

を知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認したうえで、いじめたとされる児童生徒に対して状況を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うものとする。また、教育委員会や家庭への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携も行うものとする。このため、学校においては、平素から教職員にいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことに加え、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように心掛けておく。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校支援推進員等を活用したりするなど、いじめの問題について連携した対策を推進するよう努める。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、教育委員会や学校は事案に応じ、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と適切に連携するものとする。このため、日頃から関係機関の担当者との情報交換や会議を開催する等して、情報共有体制を構築しておくものとする。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容について

1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

① 石狩市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項に規定する「石狩市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。その構成員は、校長会及び教頭会の各代表者、学識経験者、人権擁護委員、教育委員会や市関係部局ほかの関係機関のほか、心理、福祉の専門家等とする。

この石狩市いじめ問題対策連絡協議会は、以下の事項について協議を行う。

- ・ いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること。
- ・ 小中学校等の取組についての協議、情報交換等に関すること。
- ・ 啓発事業その他必要な事項に関すること。

② 石狩市いじめ問題調査委員会

石狩市いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会との円滑な連携のもと、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、いじめの重大事態が発生した場合に学校設置者としての調査を行うため、法第14条第3項及び法第28条第1項の規定を踏まえ、教育委員会の附属機関として「石狩市いじめ問題調査委員会」を設置する。組織の構成は、調査を前提として、弁護士、精神科医、学識経験者、心理、福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とする。なお、調査を行う場合には、事案関係者と利害関係を持つ者は調査委員から除斥するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

この調査委員会は、以下の機能を担うものとする。

- ・ いじめの防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行うこと。
- ・ 学校におけるいじめに関する通報又は相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整する等の問題解決を図ること。
- ・ 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に調査を行うこと。
- ・ 法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合において、質問票の使用や、その他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと。

(2) いじめの防止等のための取組

いじめの防止等のために教育委員会が実施する取組は、以下のとおりである。

① いじめの防止

ア) 石狩市いじめ問題対策連絡協議会での情報共有

未然防止や早期発見、早期対応のための対策を講じるため、学校と教育委

員会等が連携し、教育委員会の取組や学校現場の実情を把握したうえで、いじめの課題を明らかにし、実効性のある対策につなげる。

イ) 道徳教育・人権教育の促進

いじめの防止のために道徳をはじめ、教科や特別活動の中で子どもの心の豊かさを培い、「自分を大切にするとともに、他の人も大切にすること」という人権意識と、自分の行動を律する規範意識の醸成を支援するための取組を進める。

ウ) 家庭への啓発活動

いじめの防止等のため、保護者には、家庭におけるいじめへの対応やスマートフォンを安全・安心に使うためのリーフレットと、いじめ相談窓口のカードを毎年度当初に配布するなどして啓発活動に取り組む。

エ) 学校のいじめ防止の取組内容の周知

児童生徒が学校の特色を活かしつつ、主体となって取り組んだ「いじめ防止」の活動を紹介した取組集について、市内全校に配布するほか、保護者を始め各校区の関係者（学校支援推進員、町内会役員等）への情報提供、また、本市ホームページにも掲載し、いじめの問題を克服するために「いじめは許さない」との気運の醸成を図る。

オ) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

心理の専門家のスクールカウンセラーは、問題や悩みを抱える児童生徒や保護者の相談を受け、直接アドバイスや精神的ケアを行う。また、相談内容によっては教職員と情報を共有し、学校全体で保護者や児童生徒への支援を実施する。福祉の専門家のスクールソーシャルワーカーは、定期的な学校巡回を行い、スクールソーシャルワーカー連携担当教員と情報共有をする中で受けた相談や児童生徒の気にかかる様子について、スクールカウンセラーとも情報を共有するなど、様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをしたうえで、教職員がチームで問題を抱えている児童生徒や保護者への支援にあたるための調整を行う。

カ) 幼児期の教育

幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を推進することや、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

② いじめの早期発見

ア) 教育相談体制の充実

児童生徒や保護者、教職員が、いじめに関する相談を行うことができるよう、学校巡回型のスクールソーシャルワーカーや教育委員会内に臨床心理士などの心の専門家（以下「臨床心理士等」という。）を配置し、専門的な相談体制を充実させる。また、スクールソーシャルワーカーは、学校の巡回を行う中でいじめの問題について相談が寄せられた場合も、専門的な見地から関わる。

イ) いじめ通報ホットラインの設置

いじめにあつて困っている・周りでいじめられている人がいる、などの相談をスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等が受ける専用ダイヤルを教育委員会内に設ける。

ウ) 定期的な状況把握

いじめの早期発見・早期対応を図るため、学校を通して児童生徒に対して、いじめの有無など定期的な調査を実施する。

エ) 教職員の資質向上

教職員は、全児童生徒へ実施しているＱ－Ｕ検査の結果を分析・活用するなど、日頃からアンテナを高く保ち、児童生徒の些細な変化を見逃さないよう、生徒指導関連会議での情報提供やスクールソーシャルワーカーによる校内研修の開催等、教職員の資質能力の向上に向けた取組の充実を図る。

③ いじめへの対処

ア) 教育委員会は、法第２３条第２項の規定により学校から報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し支援を行い、又は必要な措置を講ずるよう指示を行う。

イ) 教育委員会は、学校からの要請を受けてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理士等を派遣して、早期解決に向けた支援を行う。

ウ) いじめの行為が犯罪と思われる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組む。

④ その他の取組

ア) インターネットを通じて行われるいじめに対しては、北海道教育委員会のネットパトロール等からの状況を把握し、不適切な書き込み等の迅速な削除を学校に要請するほか、必要に応じ警察と連携する。

イ) 教育委員会は学校評価において、いじめの防止に向けた取組の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう、学校に対し必要な指導・助言を行う。また、教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう、必要な指導・助言を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめの防止等のために学校が実施すべき施策は、以下のとおりである。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

法第１３条の規定により各学校は、国の基本方針や市などの基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向やいじめの情報共有の体制、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等の全体に係る内容を盛り込むものとする。

なお、学校いじめ防止基本方針の策定・見直しにあたっては、方針を検討する段階から保護者等地域住民の参画を求め、地域を巻き込んだ方針になるよう配慮することが、方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえで有効である。また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が重要である。

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページでの公開や学校便り等で周知し、保護者や地域住民等が確認できるようにするとともに、必ず入学時や年度開始時に児童生徒等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策組織の設置

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について、法第22条において次のとおり定められている。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

いじめに対しては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することが必要であることから、当該学校の複数の教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのほか、必要に応じ弁護士、精神科医等の参加を得ることにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立ち、各学校は法第22条に定める組織を設置する。また、いじめの防止等のための校内組織を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

当該組織は以下の取組を行うほか、複数の教職員については、学校の管理職や主幹教諭、児童生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、さらに特別支援教育コーディネーターなど、組織的対応の中核として機能するよう体制を組むものとする。

【取組内容】

① 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

② 早期発見・事案処理

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役

割

- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

また、この組織を校務分掌にしっかりと位置づけるとともに、この組織の最終的な意思決定権者が校長であることを明確にしておく。なお、いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、加えて当該組織が情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、学校は、学校いじめ防止基本方針の見直しを、当該組織は基本方針に基づく取組の実施状況の検証を行う。

（３）学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校におけるいじめの防止等のための取組は、以下のとおりである。なお、学校いじめ防止基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、その実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることなどが考えられる。

また、学校は校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努めるほか、児童生徒に対しては、いじめに対して傍観者とならず、学校いじめ対策組織に報告するなどの措置をとる重要性を理解させる。

① いじめの防止

ア) 心の教育の充実を目指す。

- ・ 道徳、特別活動、総合的な学習の時間を活用し、心の豊かさを育む教育を推進する。

イ) 好ましい人間関係が保たれた学級づくりを目指す。

- ・ 教職員と子どもたちとの信頼関係を築く（ふれあいや対話を大切にする）。
- ・ いじめに対する毅然とした態度を教師自らが示す。
- ・ 相手への配慮をする（不用意な発言はしない）。
- ・ 特に配慮が必要な児童生徒（発達障害を含む障害がある、性同一性障害など）への対応に留意する。
- ・ Q－U検査を活用する。

ウ) 過去の人間関係を把握する。

- ・小学校と中学校の丁寧な引き継ぎ。
- ・学年が変わるとき。
- ・転校があったとき。

エ) 子どもたちの小さな変化を見逃さないように意識をする。

- ・チェックリストを活用する。
- ・休み時間などの見守りを行う（巧妙ないじめの把握）。

オ) 子どもたちが自ら考える活動を推進する。

- ・児童会・生徒会主催によるいじめ防止の取組を支援する。
- ・いじめについてグループで話し合う。

カ) 保護者や地域に情報を発信する。

- ・日頃の学校の取組内容を P T A の会議、参観日、学級懇談会に加え、学校ホームページ、学校便り で周知するなど、保護者や地域への情報発信を徹底するよう努める。
- ・地域からの意見を大切にする（学校支援推進員等の活用）。

キ) 校内研修の充実を図る。

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家を活用する。

② いじめの早期発見

いじめは、教職員の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階から関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ適確な発見と認知に努める。

【早期発見のための措置】

ア) 教職員による観察や情報交換

児童生徒の些細な変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できるような校内のシステムを活用する。

イ) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、交換ノートの活用等、いじめを訴えやすい環境を整えることにより、きめ細かな把握に努める。

ウ) 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

③ いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告した上で組織的に対応し、いじめられた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対しては本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、日頃から重大事態に備えて、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、それを教職員間で共有しておく。いじめの防止等のための校内組織については、いじめの認知・解消のため有効に機能していることを適宜点検する。

ア) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケア等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。併せて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得る。

イ) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を覚えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導（出席停止も含む。）のほか、警察等との連携による措置も含めた対応を行う。さらに、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

④ 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめの対応

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応にあたり、効果的に活用することができる判断力や心構えを身につけさせるための情報モラル教育の充実を図り、児童生徒や保護者のインターネット上のいじめに対する理解の促進に努める。なお、インターネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐため直ちに削除する措置をとるが、名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合には、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

⑤ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があ

る。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

ア) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を定め、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察し見守る。

第3章 重大事態への対処について

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態とは

重大事態について、法第28条第1項において次のとおり定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な損害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合 等。

第2号「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と判断している場合でも、重大事態が発生したものとして調査にあたる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

いじめの重大事態については、「国の基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省通知）」に基づき対応する。

(2) 重大事態の報告

学校は事案が重大事態であると判断したときは、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長及び北海道教育委員会に報告する。

(3) 調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。調査には、教育委員会が調査主体となる場合と、学校が主体となる場合があるが、対象とする事案に応じて教育委員会が判断する。

(4) 調査を行うための組織

① 学校が主体となって調査を行う場合

- ・学校に設置された、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて、専門家を加えるなど、校長が組織を設置して調査を行う。
- ・教育委員会は、法２８条第３項に基づき調査を実施する学校に対し、必要な指導及び適切な支援を行う。

② 教育委員会が主体となって調査を行う場合

- ・教育委員会が、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行う。
- ・教育委員会は、いじめ問題調査委員会に調査を依頼する。

(5) 調査の実施

国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参酌しつつ、重大事態に至る要因となったいじめの行為について、以下事項を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめが発生した背景事情や児童生徒の人間関係に、どのような問題があったか。
- ・学校・教職員がどのように対応したか 等。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図ることを目的として行うものである。

この調査を実りあるものとするためには、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合うことを基本として、調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し継続的なケアを行い、児童生徒の心身が健全に成長していくための支援を行う。

- ・以上の調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関と適切に連携したりして対応に当たるものとする。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査が考えられる。

(6) その他の留意事項

教育委員会は学校が行う調査について、重大事態の事実関係の全貌が明確にされず、その一部が解明されたにすぎないと判断する場合は、法第28条第1項の「事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。なお、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、いじめがその原因として疑われる場合、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、国が平成26年7月に策定した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考とする。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

- ・教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。なお、この情報提供に当たっては、適時適切な方法で経過報告を行うことも考慮する。
- ・これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し提供するが、この際、個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはあってはならない。
- ・調査にアンケートを利用する場合は、調査に先立ち、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供することがあることを、調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する。
- ・学校が調査主体となる場合は、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うものとする。

(2) 調査結果の報告

- ・教育委員会は、調査の結果について、市長に報告する。なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者

の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

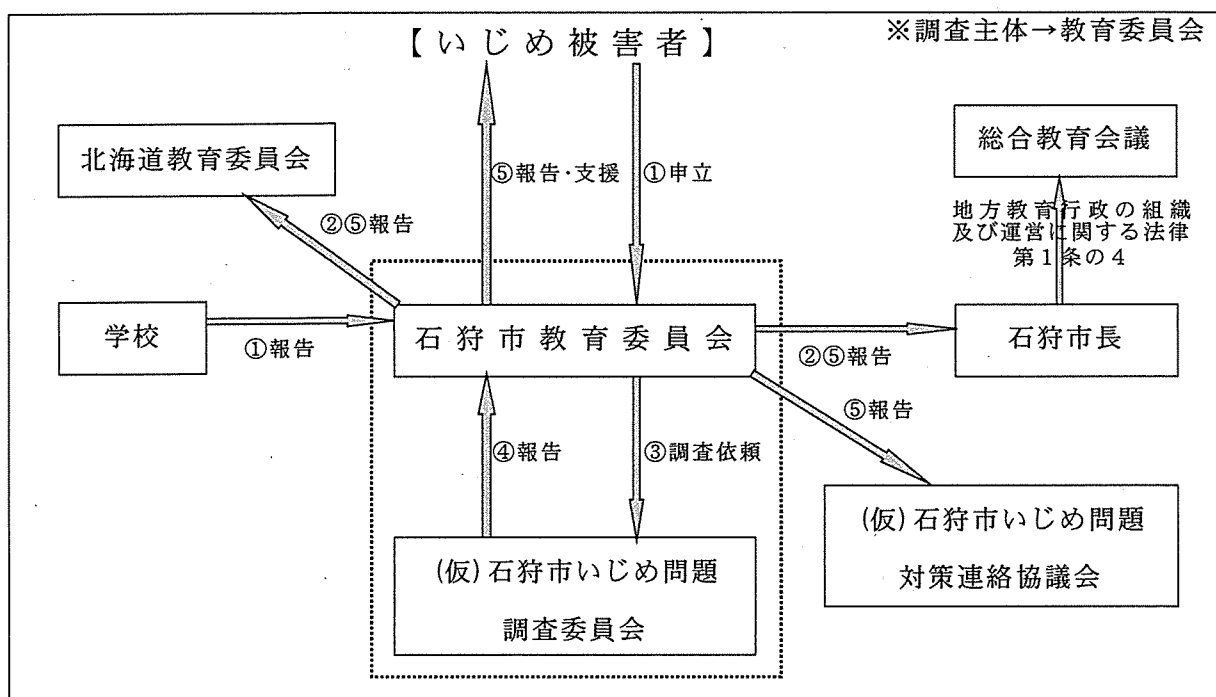
(1) 再調査

- ・ 2 (2) の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項による調査の結果について再調査を行うものとする。この場合の調査の方法は、事案の内容に応じてその都度市長が定めるものとする。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 再調査が行われた場合、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずるものとする。

■ 重大事態時の対応フロー図（法第28条関係）



第4章 その他いじめの防止等のための対策について

1 市の基本方針の見直し

教育委員会は、市の基本方針の取組内容について毎年度点検を行い、石狩市いじめ問題対策連絡協議会に報告する。市の基本方針は、国の基本方針が改定された場合も含めて、必要に応じて見直す。

2 いじめ問題への取組マニュアルの活用

いじめの防止、早期発見及び早期対応について、適切かつ迅速な指導の充実のため毎年度、「いじめ問題への取組マニュアル（『防ぐ』『気付く』『守る』）」の内容を社会の動向を注視しつつ、適宜反映させたうえで学校に配布し校内研修等での活用に努める。

